



生活道路の法定速度は 30km/h!



麦
川

本年9月1日から、生活道路の法定速度が30km/hに引き下げられます。

法定速度の引き下げの対象は、地域住民の日常生活に利用される道幅が狭い生活道路や、中央線のない道路などです。

決められた速度の範囲内であっても、道路状況や天候等に応じて、安全な速度で運転するよう心掛けてください。

■警察庁 HP

▼生活道路における 法定速度の引下げについて

<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/seikatsudouro/seikatsudoro.html>



こんな道は特に気を付けよう!

民家・商店が
多い

通学路
である

天候等で
視界が悪い

カーブが
多い

麦川駐在所
村田謙太

52-0110
(美祢警察署)



台風にご用心



○ 台風にご用心

- ・ 風で飛ばされそうなものは、固定するか、屋内に片付けましょう
- ・ 家族で非常時の連絡方法や避難経路、避難場所などを話し合っておきましょう

○ 避難時の注意事項

- ・ 避難指示を待たずに、早めの避難を心掛けましょう
- ・ 避難時は、荷物を最小限にして、リュックサックなどを使用し、両手を自由に使えるようにしておきましょう





野焼きは一部を除き、 原則禁止です。



※例外となるもの…

- 風俗慣習、宗教上の行事のための焼却
- 農業等のために、やむを得ないものとして行われる焼却
- たき火等、日常生活を営む上で通常行われる焼却で軽微なもの 等



～野焼き火災を防ぐために～



- 事前に最寄の消防署に連絡する
- 決して1人では行わず、複数人で実施する
- 高齢者のみの実施は、非常に危険なので行わない
- 消火器等の消火用具を事前に準備する



美祢警察署からのお知らせ

美祢警察署の「運転免許更新申請・更新時講習」は、毎週火曜日(祝日を除く)のみとなりました。ご理解、ご協力をお願いします。

